

設立3年未満の
団体さんへ

あなたの活動、応援します

上限10万円（補助率最大10分の10）

申請当年度
交付

富士市市民協働スタートアップ[®]補助金

募集要領



富士市 市民部 市民活躍・男女共同参画課

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地（市庁舎3階）

◆TEL：0545-55-2701 ◆FAX：0545-55-2864

◆E-mail：si-kyoudou@div.city.fuji.shizuoka.jp

◆URL：http://www.city.fuji.shizuoka.jp/

トップ→暮らしと市政→まちづくり→市民協働

目 的

この補助金は、設立から間もない市民活動団体の活動について伴走支援し、団体の自立促進と活性化を図ることによって、本市における市民協働のさらなる推進を目的とします。

市民活動をする中で、どのように継続していけばいいかわからない、資金が獲得できないために新しい活動や団体の目的が達成できない、といった問題が見受けられます。この補助金は、そのような問題を解決する手助けをします。

市民活動団体や市民の皆さんと行政が手を取り、課題の解決に向けて進んでいく、「協働」の意識があらわれる富士市の実現のために、ぜひこの補助金をご活用ください。

◆市民活動とは◆

市民活動とは、市民生活の向上に寄与するため、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動のことを指します。

福祉、社会教育、まちづくり、観光、農業振興、文化芸術やスポーツ、環境保全、防災、地域安全、人権擁護、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成など、その活動は様々ですが、「みんなのため」の活動であることが前提になっています。

◆市民協働とは◆

市民協働とは、市民や市民活動団体などと市が、お互いの特性（強み・弱み・専門分野・能力など）を知り、適切に役割分担をして、対等な関係で連携することを指します。

まちの中には、行政単独でも市民単独でもなく、互いが手を取り合い共に取り組むことで解決に近づく課題がたくさんあります。手を取り合うためには、相手を知ること、対等であることが不可欠です。近年、このような意識の変化が行政にも市民にも求められるようになりました。

応募資格

以下のすべてを満たす市民活動団体が行う事業を対象とします。法人格の有無は問いません。

- (1) 申請時点で団体の設立から3年未満であること
- (2) 政治、宗教、営利活動のいずれかを目的とする団体ではないこと
- (3) 活動拠点の事務所が富士市にあり、主に市内で活動していること
- (4) 富士市に在住・在勤・在学の方が5人以上いること
- (5) 継続的に活動している（または行う予定である）こと
- (6) 団体として独立した経理を行っていること（団体の中の一部門などは申請不可）
- (7) 定款、規約又は会則を備えていること
- (8) 本市からのその他同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと
- (9) その他、富士市補助金等交付規則、富士市市民協働スタートアップ補助金交付要綱及び同交付事務取扱要領に定める要件を満たしていること

対象事業

補助金が交付される年度内（各年4月1日～翌年3月31日まで）に完了する、主に富士市内で実施される公益的な事業を対象とします。

団体の運営（管理費など）や立ち上げに係る経費に対して補助するものではありません。

【対象とならない事業の例】

- ・ 政治、宗教、営利活動を目的とする事業
- ・ 文化芸術及びスポーツの興行
（文化祭、美術品の展示会、舞台芸術体験、スポーツ大会 など）
- ・ 特定の個人や組織のみを対象とした事業
（募金、署名活動、式典、会員限定講座 など）
- ・ 団体構成員相互の共益又は親睦を目的とする事業
（親睦旅行、懇親会 など）
- ・ 実施することにより直接得られる効果や成果が団体向け（財産）となる事業
（団体自体のPRや団体への会員募集のみを目的としたもの など）
- ・ 施設の建設、改修等を目的とする事業
- ・ 本市から、その他の補助金を交付されている事業または委託事業
- ・ 本補助金を以前交付されたことがある団体が実施する全ての事業

補助対象期間

補助対象期間は1年間です。しかし、事業を継続又は拡大（※）することが市民協働の推進に寄与し、市民生活の向上につながると認められる場合、1年に限り補助対象期間を延長することができます（要申請・審査）。

※「拡大」とは、実施回数や受益者の増加や、活動実績に基づく分析からより市民ニーズに接近するなど、量と質双方で事業内容の充実を図ることを指します。

補助金額

応募資格を満たす市民活動団体が実施する対象事業の経費に対して補助金を交付します。

補助金の上限額	10万円
補助率	1年目：補助対象経費の10分の10以内 2年目：補助対象経費の2分の1以内 ※1,000円未満は切り捨てとなります
概算払	交付が決定した補助金額のうち、事業実施前に10分の8までの概算払が可能です。残額は実績報告書の提出後にお支払いします。
回数	同一団体につき1回まで ※内容の継続又は拡充を図る事業は1年間のみ延長が可能（要申請）

例) 1年目：総事業費8万6,500円 2年目：事業を拡張し総事業費9万円に拡大

1年目	本補助金 8万6,000円	★
		★：自主財源等：500円
2年目	本補助金 4万5,000円	自主財源、寄附金等 4万5,000円

補助対象経費

補助対象となる経費は以下の表の通りです。全て、事業実施に必要なものに限りです。

注意 申請事業に対し、国や県を含む他自治体又は民間団体から補助金等を受けている場合は、補助対象経費の総額からその金額を控除します。

区分	備考
報償費	講師等謝金 ※団体構成員の人件費は計上不可
旅費	講師等の交通費 ※団体構成員の交通費は計上不可
消耗品及び原材料費	文具費、材料費 など ※一種類につき1万円を超えないもの
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷費、コピー代 など
通信費	宅配・郵便料金等 ※電話、インターネット等の使用料は計上不可
光熱水費	イベント実施時の電気代、ガス代等
使用料及び賃借料	イベント会場使用料、器材使用料等
委託費	会場設営費、警備費等の外部委託費 ※作業の委託に係る経費など
備品購入費	対象経費の3割（補助対象経費 10万円の場合、上限3万円） ※備品とは、繰り返し使用でき、活動実施に必要不可欠と認められるもの（什器、電子機器など）で、耐用年数1年以上、一品1万円以上の物品を指します（団体構成員個人の所有物にならないもの）
その他	市長が必要と認める経費 例）広告宣伝費、イベント保険等保険料

補助対象とならない経費の例

補助金交付決定日以前に支出された経費は、いかなる内容であっても対象となりません。

- 団体運営のための経常的経費
(事務所の家賃や光熱水費、サーバー代、アプリ代、団体構成員の人件費 など)
- 団体の立ち上げ等にかかる初期経費
(団体ホームページの作成費、事務所の機材や道具代 など)
- 団体構成員の飲食や衣服、親睦、研修等に要する経費
(昼食代、イベントで着る揃いの衣服代、懇親会経費、研修費 など)
- 本補助金の申請書類や事業報告書等の作成に係る経費
- 領収書等、支出の事実を確認できるものを徴することができないもの
※備品購入費に関しては、申請時に納品書又は請求書等の写しも提出してください
- 支払金額が社会通念上かけ離れて高額なもの
※経費を計上するにあたり、2社以上から見積書を請求したり相場を調べるなどして、金額が妥当なものか精査してください
- 参加者への配布品購入費用など、本来受益者が負担すべき経費
(参加者への飲食代、景品代、おまけ用おもちゃ代 など)

申請について

事前協議が必須です

事業着手日の30日前までに、市民活躍・男女共同参画課窓口での事前協議を行なってください。

事前相談が済んでいない申請は受理できません。

補助金の申請は各年度1月末まで受け付けていますが、申請年度内で事業が完了できるよう、事業準備期間や実施期間の十分な確保等に努めてください。

【提出】

次の書類に必要事項を記入の上、市民活躍・男女共同参画課の窓口^①に直接提出してください（郵送不可）。

【提出書類】

- 交付申請書（第1号様式）
- 事業概要調書（第2号様式）
- 団体概要調書（第3号様式）
- 定款・規約・会則
- 会員名簿、総会資料等 ※補足資料として必要な場合
- 備品購入理由書及び見積書等 ※備品を購入する場合
- その他市長が必要と認めた書類

配布場所：富士市役所市民部市民活躍・男女共同参画課、富士市民活動センター
各書類は富士市ウェブサイトにてダウンロードすることも可能です。

富士市ウェブサイト→「くらしと市政」→「まちづくり」
→「市民協働」→「市民協働スタートアップ補助金」



- 提出された書類はいかなる理由であってもお返しできません。
- 申請した事業が不採択となってしまった団体に限り、再申請が可能です。ただし、同一事業を申請する場合は、内容等の修正が必要です。
- 継続申請（事業実施2年目についての補助金申請）の場合の提出書類は異なります。

【補助金の振込先について】

補助金の振込先として、団体代表者名義の口座（例：〇〇会代表 富士 花子）を市に登録する必要があります。個人の口座は登録できませんので、口座の開設をするようお願いいたします。開設後、口座情報を市民活躍・男女共同参画課までご報告してください。

【提出先】

富士市役所市民部市民活躍・男女共同参画課（富士市役所本庁舎3階北側）
受付時間 月曜～金曜（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

情報公開

補助金の公正性や透明性の担保と市民協働推進のため、採択された事業の申請書類や実績報告書等の一部は市ウェブサイトにて公開されます。また、提出書類は富士市情報公開条例の開示対象文書となります。公表の際は公開内容を申請者と協議の上決定します。

審査について

【審査方法】

補助金の審査にあたっては、市民活躍・男女共同参画課窓口でのヒアリングの内容（事業の継続性、将来の展望、経費の詳細事項など）を勘案し、事業に関する情報等を調査した上で、提出書類の審査を行います。

【確認項目】

以下の確認項目に基づき、申請団体及び申請事業の適格性を判断します。

該当条文	確認項目
要綱第 2 条	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活のため、自主的・自発的活動を行う又は行う予定がある団体である ・宗教、政治、営利を目的とする団体ではない ・特定の公職候補者、公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体ではない
要綱第 3 条	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点の事務所が市内にあり、かつ、市内で活動している又はその予定がある ・5人以上で構成され、そのうち5人以上が市内に在住・在勤・在学する者である ・定款、規約、会則等の定めを有する ・団体として独立した経理を行っている ・補助金交付申請日において、設立から3年未満である ・本市からのその他同一趣旨の補助等を受けていない
要綱第 4 条	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象団体が主に市内で実施する、市民協働による事業である
要綱第 5 条	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業に対し、その他自治体や民間団体等から同趣旨の他の補助金を受けている場合、当該補助金額を補助対象経費から適正に控除している ・補助対象経費について、団体の維持又は運営に要する経費や、その他補助対象外の経費を含んでいない
要綱第 10 条	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に本補助金の交付を受けていない

【採択結果通知】

- ・書類審査を経て、申請からおよそ2週間を目安に採択結果通知書を送付いたします。
なお、審査等の都合により前後することがありますのでご了承ください。
- ・予算の範囲内での交付のため、当該年度における団体数や申請額によっては、当初の希望どおりに補助できない場合もありますのでご了承ください。

事業実施以降について

補助金交付決定通知を受領した後、申請内容に基づき事業を実施してください。

【注意】 事業実施に当たり、本補助金によって購入された備品や作成物、印刷物などの全てに、本補助金の対象事業である旨を記載するようお願いします。

(例：「この事業は富士市市民協働スタートアップ補助金の交付対象事業です」等)

【事業の変更・中止・廃止について】

申請内容から事業の変更又は中止・廃止を検討される場合は、すみやかに市民活躍・男女共同参画課までご相談の上、変更の申請をお願いします。

なお、一度決定した交付額を超えた補助金額への変更申請はできません。

【その他のサポートについて】

団体の成長を促すため、市は補助金交付に加え、書類作成相談、チラシ配架等広報協力、他助成金やセミナー情報提供などを行います。希望する場合はお気軽に御連絡ください。

【実績報告】

- 完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い期日までに、以下の書類を市民活躍・男女共同参画課まで提出してください。

- ・実績報告書（第5号様式）
- ・補助事業決算書
- ・補助対象経費の全ての領収書又はレシートの写し
※日付、明細、宛名（申請団体宛）、金額、店名（発行者名）が入ったもの
- ・納品書又は請求書の写し（備品を購入した場合）
- ・活動の様子が分かる写真
- ・その他市長が必要と認めた書類

実績報告書等の内容を確認した上で、補助金の交付・精算を行います。なお、事業実施にかかる経費が計画を下回り補助金に余剰が生じた場合は、返還していただきます。

【その他報告】

補助金が交付された団体については、団体及び事業の継続性を保つため、活動についてのヒアリングを「富士市民活動センター・コミュニティf」にて行っていただきます。申請事業の完了後2年度間、少なくとも1年につき一度はお願いします。

なお、事業が完了した年度の翌年度に、富士市市民活動支援補助金を申請する場合は不要です。

また、アンケート調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

申請のときにはここに注意！

【活動を続けていくために必要なことを考えよう】

設立から間もない団体を応援するためのこの補助金は、活動の継続性を重視します。活動を続けるためには資金も大切になりますが、団体のメンバーを増やしたり、団体の外に協力者をつくって活動の輪を広げていくことも重要です。

【「伝わる」文章かももう一度確認しよう】

「だれかのための活動」であることが補助対象の前提ですが、申請書を書いていくと、だんだんと文章が複雑になり、内容が伝わりづらくなってしまいます。

「いつ・どこで・誰に対して・どのような手段で・どのような効果があるか」
が伝わる文章を心がけ、申請書を見直してみてください。

【経費は明確にしよう】

この補助金はもちろん市民の皆さんからの税金が原資ですので、申請する活動の内容だけでなく、経費も不透明であってははいけません。使い道が曖昧な支出があってははいけませんし、それぞれの個数や単価といった算出根拠も申請書には書く必要があります。

【事前協議は必須です】

補助金の申請にあたっては、事業着手の30日前までに、市民活躍・男女共同参画課と事前協議を行わなくてははいけません。これは、活動や団体が補助の要件を満たすかどうかを確認するためにも、申請内容をブラッシュアップし、より良い活動にしていけるためにも必要です。なお、事前協議の回数に上限はありません。

また、提出後も、内容の再確認や書類の再提出をお願いすることが多々あります。補助金の申請には時間がかかりますので、余裕を持ってご相談にいらしてください。

【資金調達先を考えよう】

どんなに素晴らしい企画を立てても、資金がなければ実施はできません。資金調達は団体を維持していく上でも大きな課題になります。設立から間もない時期だからこそ、資金調達先について考えておくことは大事になります。

一般的に、市民活動の活動資金として挙げられるのは以下の4種です。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ①会費などの自己負担 | ②個人や企業などからの寄附金・協賛金 |
| ③行政や企業などからの補助金・助成金 | ④活動参加者からの参加費 |

①のウエイトが大きくなりすぎても活動の継続は難しくなりますし、②は必ず集まるとは言い切れません。また、③ありきで考えては、自由な活動ができなくなってしまったり、補助金が切れたときに活動できなくなってしまうケースもあります。

④のように、みなさんの活動の対象者（受益対象者と呼びます）から参加費をいただくことも選択肢に入れる必要があります。

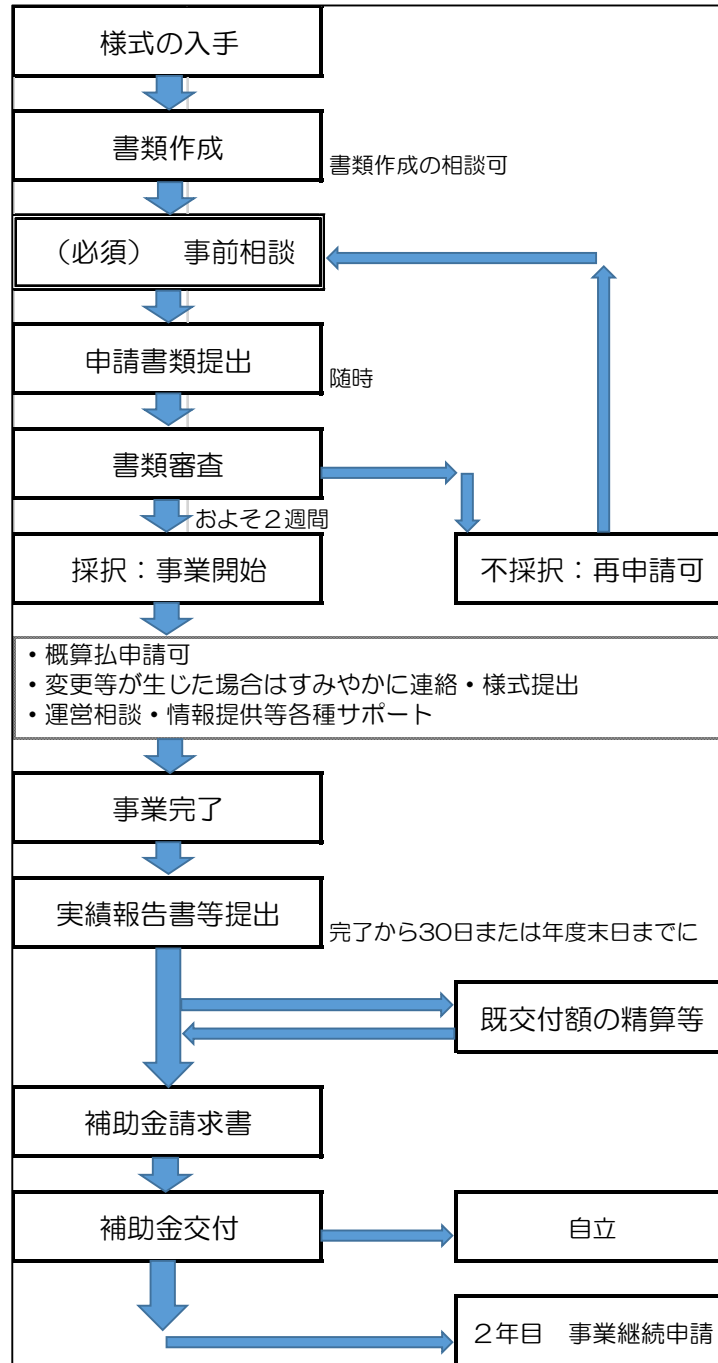
【申請前チェックリスト】（団体名： ）

書類等	確認事項	確認
交付申請書	申込者、または担当者と連絡が取れる連絡先を記載している	
	代表者の署名もしくは、代表者の記名に加え代表者印又は団体印が押印されている	
事業概要調書	申請する事業は交付要綱の定め通りである	
	主に富士市内を事業の実施場所に設定している	
	実施期間は交付の当年度内におさまっている	
	事業の受益者は限定されていない	
	「収入」と「事業費計」が合致している	
	「算出根拠」には数量や回数、単価などが記載されている	
	他補助金と用途が重複していない	
	対象経費と対象外経費が正確に分けられている	
団体概要調書	備品を購入する場合、備品購入理由書を添付している	
	活動拠点の事務所が富士市にあり、主に市内で活動している	
	本補助金の申請時点において設立から3年未満である	
	富士市在住・在勤・在学者5人以上を含む5人以上によって構成されている	
	政治・宗教・営利のいずれかを目的とする団体ではない	
	代表者・会計責任者等、役員が設定されている	
その他	前年度決算又は当年度予算が記載されている （詳細がわかる総会資料等を添付している）	
	着手予定日の1ヶ月前までに事前協議を行っている	
	会則や定款等を添付している	
	提出書類全てに記載漏れはない	

【補助金申請時提出書類】

	書類	確認
必須	交付申請書（第1号様式）	
	事業概要調書（第2号様式）	
	団体概要調書（第3号様式）	
	団体の会則・定款等	
任意	総会資料（決算又は予算の詳細等がわかる資料）	
	チラシや新聞記事等（活動実績等がわかる資料）	
	備品購入理由書 ※備品を購入する場合	

補助金申請等の流れ



◆お問い合わせ◆ 富士市市民部市民活躍・男女共同参画課市民協働担当
 電話：0545-55-2701 FAX：0545-55-2864
 メール：si-kyoudou@div.city.fuji.shizuoka.jp